

栃木県スキー連盟慶弔規程

(趣旨)

第1条 本連盟の慶弔金の贈与は、本規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 本連盟の慶弔金の贈与の対象範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本連盟の役員
- (2) 本連盟の所属団体の会長等
- (3) 本連盟の旧役員(三役以上)

(種類)

第3条 慶弔金品は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高齢祝金(喜寿 満77歳、米寿 満88歳) 20,000円
- (2) 供花代(花輪1基) 実費
- (3) 香典 20,000円
- (4) 傷病見舞金(入院が30日以上に及んだ場合) 10,000円
- (5) 災害見舞金 住居の半壊、半焼程度の場合 20,000円
住居の全壊、全焼程度の場合 40,000円
- (6) 所属団体設立記念祝金(20年以上で10年単位) 10,000円
- (7) 本連盟のために著しい功勞のあった者及び前条に掲げる対象の実父母及び配偶者が死亡の場合は、常任理事会の議決により、供花をもって弔意を表すことができる。ただし、原則として、本連盟へ連絡があった場合とする。

(特例)

第4条 本規定に定めない緊急を要する事項については、常任理事会の決議により別途加盟団体に通知するものとする。

(種類)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

(附則) この規定は、平成6年7月9日から施行する